

千葉県監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、定期監査及び財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

平成28年3月22日

千葉県監査委員	清	水	謙	司
同	宮	原	清	貴
同	村	尾	伊	佐夫
同	森		茂	樹

27千総総第900号

平成28年3月17日

千葉市監査委員 清水 謙司 様
同 宮原 清貴 様
同 村尾 伊佐夫 様
同 森 茂樹 様

千葉市長 熊谷 俊人

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成26年度監査報告第10号、平成27年度監査報告第7号及び第8号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(3) 公の施設の指定管理者</p> <p>ア テルウェル東日本・スポーツクラブ N A S グループ</p> <p>(ア) 委託料の縮減を適正に行うべきもの</p> <p>千葉県都市公園施設、千葉県花見川区花島コミュニティセンター及び千葉県体育施設の管理に関する基本協定書第 49 条によると、指定管理者の自主事業により利益の発生が見込まれる場合は、委託料を縮減することにより利益を還元するとされている。</p> <p>これにより、年度協定による委託料は、年度当初に見込まれる自主事業の利益の一部を還元した後の額とされている。</p> <p>また、自主事業の利益の決算額が年度当初に見込まれた自主事業の利益を上回った場合は、その差額の一部を年度協定による委託料から減じ、さらに委託料を縮減することとしている。</p> <p>しかしながら、都市公園施設及びスポーツ施設については、自主事業の利益の決算額が年度当初に見込まれた自主事業の利益を上回ったにもかかわらず、委託料の縮減を行っていない。</p> <p>テルウェル東日本・スポーツクラブ N A S グループは、委託料の縮減を協定に基づき適正に行われたい。</p>	<p>テルウェル東日本・スポーツクラブ N A S グループにおける委託料の縮減については、平成 27 年 3 月にスポーツ振興課長から同企業体に対し、千葉県都市公園施設、千葉県花見川区花島コミュニティセンター及び千葉県体育施設の管理に関する基本協定書並びに年度協定書に基づき適正に行うよう指導した。</p> <p>これを受け、同企業体は平成 25 年度の委託料の戻入を行うとともに、平成 26 年度分から基本協定書及び年度協定書に基づき委託料の縮減を適正に行っている。</p>
<p>(イ) 事業報告書及び収支決算書を適正に作成すべきもの</p> <p>千葉県都市公園施設、千葉県花見川区花島コミュニティセンター及び千葉県体育施設の管理に関する基本協定書第 25 条第 6 項の規定によると、指定管理者は毎事業年度終了後 3</p>	<p>テルウェル東日本・スポーツクラブ N A S グループにおける事業報告書及び収支決算書の作成については、平成 27 年 3 月にスポーツ振興課長から同企業体に対し、千葉県都市公園施設、千葉県花見川区花島コミュニティ</p>

<p>0日以内に、事業報告書に管理業務に係る収支決算書を添付して市に提出するものとされている。</p> <p>しかしながら、所管部局へ提出された事業報告書及び収支決算書と出納関係書類を照合したところ、事業報告書及び収支決算書について、管理事業における利用料収入の計上漏れや、自主事業における物販事業の実施報告に記載誤りが見られた。</p> <p>正確な事業報告書及び収支決算書は、指定管理者による管理業務の実施状況等を適正に把握するために必要であることから、テルウェル東日本・スポーツクラブNASグループは、事業報告書及び収支決算書を適正に作成されたい。</p>	<p>センター及び千葉市体育施設の管理に関する基本協定書に基づき適正に行うよう指導した。</p> <p>これを受け、同企業体は平成25年度の事業報告書及び収支決算書を訂正し委託料を戻入するとともに、平成26年度から収支決算書と現金出納簿等の計数の照合を徹底し、事業報告書と収支決算書を適正に作成している。</p>
<p>(ウ) 委託料の確定審査を適正に行うべきもの（市民局生活文化スポーツ部、都市局公園緑地部）</p> <p>千葉市都市公園施設、千葉市花見川区花島コミュニティセンター及び千葉市体育施設の管理に関する基本協定書第49条によると、指定管理者の自主事業により利益の発生が見込まれる場合は、委託料の縮減により利益の還元をすることとされている。</p> <p>これにより、年度協定による委託料は、年度当初に見込まれる自主事業の利益の一部を還元した後の額とされている。</p> <p>また、自主事業の利益の決算額が年度当初に見込まれた自主事業の利益を上回った場合は、その差額の一部を年度協定による委託料から減じ、さらに委託料を縮減することとしている。</p> <p>しかしながら、都市公園施設及びスポーツ施設については、自主事業の利益の決算額が年度当初に見込まれた自主事業の利益を上回ったにもかかわらず、委託料の縮減の指示を行っ</p>	<p>委託料の審査については、平成25年度委託料の戻入を行うとともに、平成26年度分から、収支決算書と現金出納簿等を照合し、計上漏れや誤記がないことを確認している。</p> <p>また、指定管理者に対して、自主事業により利益の発生が上回った場合は、委託料の縮減の指示を行っている。</p>

ていなかった。

市は、委託料の確定の審査を適正に行われたい。